

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和8年8月19日（水）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・第14回科学の甲子園ジュニア三重県大会（決勝大会）を開催します

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・「県立高等学校活性化計画（仮称）」素案について

発表項目

○教職員の懲戒処分について

本日の教育委員会定例会におきまして、公立学校教職員の懲戒処分に係る審議を行い、交通事故を起こした小学校講師1名を減給10分の1、1月、セクシュアルハラスメントを行った県立特別支援学校講師1名を停職1月とし、本日8月19日付で懲戒処分を行いました。お手元のプレスリリース資料をご確認ください。

教職員が、不祥事を起こしたことにより、子どもたちや保護者の皆様、県民の皆様の学校教育に対する信頼を損なう状況となりましたことにつきまして、教育委員会を代表して深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、事案の概要につきまして配付した資料によりご説明いたします。

1件目は、度会町立度会小学校講師、女性、59歳です。処分内容は、減給10分の1、1月です。

事案の概要でございます。上記の者は、令和7年6月30日、午前7時39分ごろ、出勤時、自家用車を運転し、玉城町地内の県道を走行していました。見通しの悪いカーブを曲がった後の直線において、脇見運転をしたことで、進行方向の車道上に駐車していた1台の無人の軽トラックに気づくのが遅れ、その右後方に衝突しました。衝突の弾みで軽トラックが左前方に動き、その前方にいた所有者の男性に衝突したことにより、加療約5ヶ月を要する右骨盤骨折等の傷害を負わせました。この事故により、令和8年6月18日に、安全運転義務違反により運転免許取消1年の行政処分、令和8年7月17日に過失運転致傷により罰金20万円の刑事処分を受けました。

2件目は、中勢地区の県立特別支援学校講師、男性68歳です。処分内容は停職1月です。上記の者は、令和8年5月26日及び5月28日の給食指導時、同校高等部の男子生徒を右隣から補助していた際、給食を完食できたことに対し、講師の左頬を同生徒の右頬に接触さ

せる行為を行いました。

また、令和8年6月2日、体育館での体育の授業中、床に座って整列していた同生徒の体を後方から支えていた状況で、同生徒が講師の右肩に頭を乗せてきた際、同生徒が一生懸命授業に取り組めたことに対し、その左頬に唇を一瞬接触させる行為を行いました。

なお、管理監督責任として、同校校長に対し文書訓告を行いました。

今後の対応でございます。児童生徒の健全な育成を指導する責任を負う教職員によるこのような行為は、学校教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであり、かかる事案が発生したことを重く受けとめております。

交通事故防止につきましては、脇見運転による前方不注意が事故の原因となることを改めて周知し、教職員一人一人が自動車の運転に伴う責任を自覚するとともに、交通ルールの遵守など、交通事故防止の取組を進め、信頼回復に努めてまいります。

性的羞恥心を害する言動については、こども家庭庁が作成した研修動画をすべての教職員に視聴させることにより、子供性暴力防止法の背景、趣旨や、児童生徒に対する性暴力及び不適切な行為などについて、教職員の理解を促進し、改めて綱紀粛正の徹底と教職員の倫理観の醸成を図っているところです。

また、特別支援学校における指導については、児童生徒への不要な接触は絶対に行わないこととし、介助等を行う場合であっても、必要な範囲に限定するとともに、障害の特性に応じた適切な介助方法への理解を深めることにより、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保してまいります。

なお、2件目の事案について補足いたします。懲戒処分の公表にあたり、一般的には被処分者につきましては、学校名、職名、性別、年齢まで公表することとしています。この事案については、保護者が、被害生徒に関する情報や事案の内容が公表されると、被害生徒の周囲の人に知られてしまうことにより、被害生徒を特定され、被害生徒の将来に影響が出るのではないかと、大変心配しており、公表内容について配慮を強く求めています。こうしたことから、被害生徒への配慮を最優先に考え、「被害生徒が特定されるような情報」「事案の詳細な内容に関すること」「被害生徒に関すること」「周囲の人が被害生徒と本事案の関係を類推することに繋がる恐れのあること」につきましては、公表を控えさせていただきます。

なお、この事案につきましては、同校職員が、同校校長に相談したことから発覚し、校長が講師の行為を確認しました。

○第14回科学の甲子園ジュニア三重県大会（決勝大会）を開催します

三重県教育委員会では、中学1・2年生の生徒3名1チームが、理科・数学等における複数分野の実技課題に協働して取り組み、その成果を競い合う「科学の甲子園ジュニア三重県大会」の決勝大会を開催します。本大会は、平成25年度から始まり、今年で14回目です。

本大会の目的は、「生徒が科学の楽しさ、面白さを知り、科学と実生活、実社会との関連に気づき、科学を学ぶことの意義を実感する場を提供すること」、「科学好きの裾野を広げ、

未知の分野に挑戦する探究心や、創造性を育成すること」になります。

開催日時は8月29日土曜日、10時20分から14時半までの間で、会場は三重県総合文化センター生涯学習センター第1研修室で開催します。

8月4日火曜日に開催されました本大会の地区予選では、13校59チームが参加し、競技の結果、8校12チーム、桑名市立明正中学校、桑名市陵成中学校、四日市市立常磐中学校、四日市市立内部中学校、津市立橋北中学校、鈴鹿中等教育学校、高田中学校、三重大学教育学部附属中学校が参加する予定です。

本大会の総合成績上位2チームが合同チームを組み、12月11日から13日に、兵庫県姫路市で行われる全国大会に三重県代表チームとして出場します。三重県代表チームに対しては、全国大会前の11月ごろに研修会を実施し、全国大会に向けて準備を行う予定です。

本大会を通じて、生徒たちの科学に対する興味関心の向上が図られることにより、未知の領域に挑む探究心や創造性に富んだ人材を育成したいと考えています。

報道の皆様におかれましては、決勝大会での生徒たちの熱い戦いの様子をぜひ取材いただきたいと考えています。

発表項目に関する質疑

○教職員の懲戒処分について

(質) 2つ目の事案の発覚の経緯を詳しく教えてください。

(答) 別の職員が当該行為を目撃し、管理職に報告しました。

(質) 他にもいろいろ調べた上で、確認できたのがこの2つの事案だけということですか。

(答) はい。調査で確認された事案がこの2件のみということになります。

(質) 相談があったのはいつ頃ですか。

(答 教職員課) まず5月26日の件につきましては、その日のうちに教頭に、翌日校長に報告がありました。6月2日の件につきましては、行為を見ていた別の職員が同日、報告しています。

(質) 被害を受けたのは、すべて同じ男子生徒さんですか。

(答) そうです。

(質) 5月26日、28日の「給食を完食できたことに対して左頬を生徒さんの右頬に接触させる行為を行った」ということについて、右隣からの補助とはどのような補助をしていたのですか。

(答 教職員課) 食事の介助をしておりますて、給食を完食したことを褒める意味もあり、頬を寄せたというかたちです。

(質) 隣にいて、そのまま顔を近づけてということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 6月2日の件ですが、そもそも講師の右肩に頭を乗せたのは生徒さんですよね。その際に講師が「一生懸命授業に取り組めたことに対し、その左頬に、唇を一瞬接触させる

- 行為」を行ったことについて、これは偶然触れたのではなく、意図的ということですか。
- (答 教職員課) 一瞬ではございますが、本人の弁では「親愛の気持ちがあった」ということで、意図的に触れたということです。
- (質) 親愛の気持ちで生徒さんの左頬に唇をつけたということは、偶然ではないということですね。
- (答 教職員課) はい、偶然ではないということです。
- (質) 2件目について、男子生徒の学年などは言えないですか。
- (答) それにつきましては公表を控えさせていただきます。
- (質) 先ほどの「親愛の気持ち」についてですが、講師は具体的にどういうことを言っているのでしょうか。
- (答 教職員課) 当該講師は生徒を熱心に支えており、その中で一生懸命取り組んだ生徒への、いわゆる親愛の情という形で行為に及んだという趣旨で申しております。「授業に一生懸命取り組んだことを褒めてあげたい」という思いがあったということです。
- (質) 被害生徒自身が、その場で何か言ったり、後で他の先生に困っていると声を上げたりはしたのですか。
- (答 教職員課) 今回は生徒からの苦情として出てきたわけではありません。ただ、保護者の方には校長も含めて謝罪をし、ご理解をいただいているところでございます。
- (質) 確認ですが、いずれの事案も同じ職員が目撃して、管理職に報告したということですね。26日の時点で報告が上がっていますが、当該の先生に何か注意はあったのでしょうか。
- (答 教職員課) 26日の報告を受け、29日になりますが、当該講師に対して一般的な指導は行いましたが、この件に特定した指導は行っていませんでした。その後、6月2日の事案があった後は、すぐに指導を行っております。そのことも含めまして、校長には管理監督責任があると認識しております。
- (質) 冒頭「セクハラ行為」と表現されていましたが、教育委員会としてはわいせつ行為ではなくセクハラ行為と認識しているということですか。
- (答 教職員課) この事案については、セクシュアルハラスメント行為として整理しております。
- (質) この講師の勤続年数はどれくらいですか。
- (答 教職員課) 勤続39年目になります。現在の勤務校では1年目、特別支援学校での勤務も1年目です。過去にわいせつ行為やセクシュアルハラスメントに係る処分等を受けたことはないと聞いております。
- (質) 保護者から警察への被害届は出ていますか。
- (答 教職員課) 被害届は出ていないと聞いております。
- (質) この講師は、この生徒に対して日頃からマンツーマンで指導するような立場だったのですか。

- (答 教職員課) 少人数の生徒を複数の教員で教えるかたちをとっており、3人の教員が6人の生徒を担当していました。その中で、主にこの生徒を当該講師が担当しているというかたちになります。
- (質) 頬を接触させる行為は、日頃から指導的な意味でやっていたのか、それともこの生徒に特別な感情があってやったのか、どちらでしょうか。
- (答) 給食を全部食べたとか、一生懸命何かに取り組んだということへの親愛の情から、本人はそういった行為を行ったと聞いています。
- (質) 他の生徒への被害は報告されていないのですね。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 教育委員会としてセクシュアルハラスメントと認定されているということですが、本人が性的な意図があったと言っているのか、それとも行為を見て教育委員会として認定したのか、どちらですか。
- (答) 本人にはそういった意図はなかったと聞いております。教育委員会としては、当該行為がセクハラにあたると認識したということです。
- (答 教職員課) 本人は性的な意図はなかったと申しております。我々としては、行為について、いわゆる性交や盗撮のようなわいせつ行為ではなく、あくまで児童生徒に性的羞恥心を与える言動であるというところから、セクシュアルハラスメントと整理し、懲戒処分の指針に基づいて停職1月と決定したところでございます。
- (質) 行為自体は、職員が目撃し、講師本人も認めたということですね。停職1ヶ月という処分の基準はどのようなものでしょうか。
- (答) 行為の態様や、他県の事例、これまでの県内での処分の例などを参考にしながら決めました。
- (答 教職員課) 懲戒処分の指針がございます。当然ながら児童生徒への性暴力はあってはならないことで、わいせつ行為であれば懲戒免職となります。一方で、性的羞恥心を害する言動については、免職から戒告まで幅がございます。他県の事例やこれまでの事例を踏まえ、総合的に判断し、停職1月としました。
- (質) この講師は、今回の件を受けて退職の意向は示していますか。
- (答 教職員課) 退職の意向はございません。ただ、「生徒の尊厳を傷つけたことは深く反省している」と申しております。
- (質) 停職1ヶ月が終わった後、また学校に勤務するのですか。
- (答) 処分後の復帰のあり方につきましては、児童生徒の安全確保を最優先に判断することと、今の時点で決まったことはございません。
- (質) 講師が聞き取りで、なぜそういう行為をしたのかについて、具体的な言葉で教えてください。
- (答 教職員課) 給食指導時については「生徒が給食を完食したことを褒めてあげたかったからです」という趣旨のコメントをしています。体育の授業に関しては「その生徒にと

- って、体育の授業は苦痛な時間だったと思いますが、その状況を耐えた生徒を褒めてあげたかったし、心穏やかに授業を終わらせたいと思いました」とコメントしています。
- (質) 一度注意を受けたにもかかわらず、また6月に行為をしてしまったことについては、何と説明していますか。
- (答 教職員課) 「身体的な接触について指導を受けましたが、そのことが今回の生徒に関してのことだとは、きちんと把握できませんでした」と述べています。
- (質) 生徒以外の人に対する身体的接触の指導だと勘違いしていたということですか。
- (答 教職員課) 特別支援学校ですので、排泄の介助など、身体接触は様々な場面でございます。その中で、校長からの注意が、今回の件のような不適切なものに対するものだという認識をきちんと持てなかった、というふうに解釈しております。
- (質) 交通事故の方についてもお尋ねしてよろしいですか。脇見運転の理由、何を見ていたのでしょうか。
- (答 教職員課) 本人からは、「走行中に、助手席の荷物が崩れそうになり、左手で荷物を押さえようとした際に、前方から視線を外してしまった」と聞いています。
- (質) 通勤途中ということでしょうか。
- (答 教職員課) はい、通勤途中です。
- (質) 罰金はどこからの命令で受けたのですか。
- (答 教職員課) 伊勢簡易裁判所からです。
- (質) セクハラ事案について、校長の管理監督責任についてですが、これは何に対しての処分ですか。
- (答 教職員課) 5月26日、28日の事案の報告を受けた時点で、県教委への報告や支援体制の見直しといった組織的な対応がなされていれば、6月2日の行為は防ぎ得た可能性があると認識しており、その点を重く受け止め、このような処分となりました。速やかな指導がなかったこと、指導監督の適正を欠いたことも含めております。
- (質) 指導が不十分だったということですね。
- (答) 指導すべき時期に、適切な内容の指導が不十分だったということです。
- (質) 接触というのは、どの程度のものですか。
- (答 教職員課) 一瞬ですが、接触しております。
- (質) 講師の採用年度は答えられないのですか。
- (答 教職員課) 詳細についてはお答えできません

その他の項目に関する質疑

○ 「県立高等学校活性化計画(仮称)」素案について

- (質) 高校再編の部分が空欄になっていますが、どの段階で入ってきますか。
- (答) これは、今後議論する中間案の中で入れていくことを想定しております。
- (質) 中間報告はいつ頃の公表予定ですか。

(答) 9月に開催する教育改革推進会議の場で議論する予定で準備を進めております。

(質) 教育長として、今後の配置の考え方について、これまでの考え方を引き継いでいくというお考えでしょうか。

(答) 基本は、令和8年3月に教育改革推進会議からいただいた答申の考え方、つまり子どもたちの豊かな学びを保障していくという子どもファーストの考え方で進めます。その中には、通学圏内に多様な学びのニーズに応える学校を配置するということも含まれます。基本的には答申の考え方のまま進んでいくということです。

(質) 計画に、具体的な学校名や数値目標のようなものも入る見込みはありますか。

(答) これからの議論によります。この活性化計画自体が5ヵ年の計画ですので、具体的に書けるかどうかは分かりませんが、方向性として、こういった方向で、ということは示せると思っています。

(答 副教育長) 学校の募集停止や統廃合は非常にデリケートな問題ですので、ある程度コンセンサスを得られているものでないと記載はできません。我々が何かかたちを先に示すのは影響が大きいので、その点は配慮しながら進めたいと考えております。

(質) では、漠然とした方向性を示すかたちになるということですね。

(答) 進むべき方向性のようなものは、お示しさせていただきたいと考えております。

以上、16時44分終了